

平成26年度の介護保険料が決定しました！

●問合せ 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172、173

7月下旬に「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」を送付します。平成26年度の介護保険料年額と年金支給月ごとの徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

また、介護保険料年額の決定に伴い、8月の仮徴収額が変更になる場合があります。これは、仮徴収額と本徴収額で納付する額に大きな差が生じる方に対し、その差額を解消するため、年金支給月ごとの徴収額を平準化（＝毎回の徴収額をほぼ同額になるように調整）するものです。

10・12・2月の徴収額を納期1回当たりの平均額（下記の場合 $53,200 \div 6 \approx 8,900$ 円）とし、8月の仮徴収額を減額または増額します（端数の金額がある場合は10月で調整）。これにより、翌年度4・6・8月の徴収額も8,900円となり、以降もおおむね8,900円での納付となり、年金支給月ごとの徴収額はほぼ同額です。

もし仮徴収額の変更を行わないと…

- 今年度4・6・8月の徴収額が高く（低く）、10・12・2月の徴収額が低く（高く）なります。
- 翌年度4・6・8月の徴収額が低く（高く）なり、10・12・2月の徴収額が高く（低く）なります。

↓
いつまでも年金支給月ごとの徴収額にばらつきが出てしまいます。

8月の仮徴収額が変更になる方の例（介護保険料年額 53,200 円の方の場合）

【例1】前年度2月の納付額が10,000円の時

介護保険料年額1期当たりの平均額

単位：円

前年度	平成26年度 介護保険料						翌年度の 仮徴収額
	仮徴収額			本徴収額			
H26.2月	4月	6月	8月	10月	12月	H27.2月	4・6・8月
10,000	10,000	10,000	変更後 6,400 ↑ 変更前 (10,000)	9,000 ↑ (7,800)	8,900 ↑ (7,700)	8,900 ↑ (7,700)	8,900 ↑ (7,700)
	↑ H26.2月と同額			↑ 介護保険料年額から仮徴収額分を 差し引いた残額			↑ H27.2月と同額

【例2】前年度2月の納付額が5,000円の時

介護保険料年額1期当たりの平均額

単位：円

前年度	平成26年度 介護保険料						翌年度の 仮徴収額
	仮徴収額			本徴収額			
H26.2月	4月	6月	8月	10月	12月	H27.2月	4・6・8月
5,000	5,000	5,000	変更後 16,400 ↑ 変更前 (5,000)	9,000 ↑ (12,800)	8,900 ↑ (12,700)	8,900 ↑ (12,700)	8,900 ↑ (12,700)
	↑ H26.2月と同額			↑ 介護保険料年額から仮徴収額分を 差し引いた残額			↑ H27.2月と同額

◎介護保険料の徴収方法が普通徴収（納付書での納付）の方へ 8月中旬に第3～6期分の「介護保険料納入通知書」を送付します。詳細は、『広報もりや8月10日号』でお知らせします。